

# 公務における重過失

## 改正地方自治法免責条例条項施行を前に

原 田 いづみ

はじめに

第1 免責条例条項の内容

第2 重過失についてのこれまでの議論

第3 公務における重過失

おわりに

### はじめに

2017年に地方自治法（以下「法」という。）<sup>1</sup>が改正され、地方公共団体の長や職員等（以下「長等」という。）の損害賠償責任の見直しがされた。

具体的には、長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一定額以上を免責する旨を条例で定めることが可能となった（免責条例、法243条の2、2020年4月1日施行）<sup>2</sup>。免責条例の制定を前提に<sup>3</sup>、当該長等が善意でかつ重大な過失がないと判断される事案においては、条例

---

<sup>1</sup> 地方自治法はすでに改正されたが、本稿でとりあげる243条の2第1項等、施行が未だなされていない条文もある。本稿では改正後の条文は未施行であっても法、改正前の条文を指すときには改正前と記載する。

<sup>2</sup> 改正地方自治法243条の2第1項 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。解説は、塩川徳也前総務省自治行政局行政課ほか「2017年地方自治法等改正の具体的内容」自治実務セミナー2017.8号（2017年）9～17頁参照

<sup>3</sup> 条例の制定にはあらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない（同条2項）。

が適用され、当該長等の損害賠償額が限定されるということになる。

今後、免責条例への適用に当たっては、実務的には、住民訴訟が提起され、その段階で、長等に対して訴訟告知がなされ、その訴訟の中で補助参加人として長等が条例の適用を主張するという方法が紹介されている<sup>4</sup>。しかし、住民監査請求に至る前の段階や長等がそのような訴訟行為をしなかった場合など、免責条例の適用を地方公共団体内部で意思決定することが必要となる場合も想定される。

そういった中で、重大な過失がないとき、とは具体的にどのような場合を意味するのであろうか。予測可能性という意味でも、地方公共団体の訴訟戦略という意味でも、そして何よりも住民が地方行政について判断する目安としても、重過失がどの程度の行為であるのかの判断の目安は明確にされるべきである。

しかしながら、これまでも重過失に関しては、すでに最高裁判例の定義が存在するが、これは失火ノ責任ニ関スル法律についてのものであることから、この定義をそのまま当てはめて良いものか疑問であり、また、先行研究や解説は個々に存在するが、特に公務における重過失が何なのかについては必ずしも明らかになっていないとは言えない。

そこで、本稿では、学説及び国家賠償法上の求償権行使や改正前法243条の2（職員の賠償責任）についての裁判例を検証し、免責条例条項の施行を前に、公務<sup>5</sup>における重過失ということに絞って検討を試みる次第である。

## 第1 免責条例条項の内容

2017年の法改正の大きな柱の一つは、長等の損害賠償責任に関する見直しである。法243条の2の2規定（改正前法243条の2、2020年4月1日施行、職員の賠償責任）の適用を受けない長等の損害賠償責任は、民法上の債務不履行または不法行為として処断されるため、責任が認められるには故意過失で足りることとなる。

しかしながら、そもそも損害賠償責任が認められる要件として、軽過失でも

---

<sup>4</sup> 松本英昭『新版 逐条地方自治法第9次改訂版』（学陽書房、2019年）1081頁参照。

<sup>5</sup> 「公務」については定義付けをしていないが、ここでは行政法規が適用される公務員の業務ということにしておきたい。

足りるということに対しては、長等が損賠賠償のリスクを意識するあまり思い切った施策などを差し控えるなど、行政行為への萎縮効果の懸念があることが指摘されている。また、職員の賠償責任の場合や国家賠償法上求償権が発生する場合との均衡から、重過失を要件とすべきとの見解もある<sup>6</sup>。

また、特に近年、住民訴訟制度についてはその件数が急増しており、おおよそ1億円以上の高額な賠償責任が長等に認められた事例も多数ある<sup>7</sup>。

ところで、住民訴訟の対象である、契約の締結や債務の負担等、財務会計行為は幅広く、前出の過去の高額賠償事例でも、業者との委託契約（入札によらずに随意契約とした）、適正額を超えた土地の購入、外郭団体に対する補助金支出、補助金の国への返還等多岐に亘っている。そして、地方公共団体の長は、財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有する者である（最三小判平5.2.16民集47卷3号1697頁）うえ、地方行政では極めて多くの場面で、長自身ではなく、専決規定により、あるいは委任により補助職員が財務会計行為を行っているが、このような場合にも、補助職員が違法行為をすることを阻止しなかったときには、補助職員自身の行為とともに、長自身の指揮監督義務違反について故意過失があれば損害賠償責任を問われることとなる<sup>8</sup>。

このような状況について、議会による長に対する損害賠償債権の放棄に関する一連の最高裁判決（神戸市<sup>9</sup>、大東市<sup>10</sup>、さくら市<sup>11</sup>）の千葉勝美補足意見は、

---

<sup>6</sup> 確井光明『要説 住民訴訟と自治体財務』（学陽書房、2000年）153頁「住民訴訟の場面を想定する限り、重過失を要するという説に賛成したい。その際に、243条の2第1項類推説にも、国家賠償法1条2項類推説にも、ともに問題があるが、それらに示されている、公務員の賠償責任一般の考え方から導くことで足りよう。」

<sup>7</sup> 総務省資料「地方自治法等の一部を改正する法律について」（平成29年12月25日）[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000531702.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000531702.pdf)（2019年11月16日アクセス）によると、平成17年4月1日から平成28年4月1日の間に、住民訴訟（4号訴訟）において、地方公共団体の長等に対する約1億円以上の損害賠償を命じる判決が言い渡されたものは12件あり（ただし高裁で首長側が逆転勝訴したものもある）、その中には市長が破産を選択した事例や、ゴルフ場開発不許可処分とされた開発事業者から買い取った開発用地の買収代金が著しく高額であるとして市長が26億1257万円の賠償義務を負った事例もあった。

<sup>8</sup> 専決の場合は、最二小判平3.12.20民集45卷9号1455頁、委任の場合は、最三小判平5.2.16民集47卷3号1678頁

<sup>9</sup> 最二小判平24.4.20民集66卷6号2583頁、判タ1383号（2013年）121頁

<sup>10</sup> 最二小判平24.4.20判タ1383号（2013年）132頁

<sup>11</sup> 最二小判平24.4.23民集66卷6号2789頁、判タ1383号（2013年）137頁

「地方公共団体の財政規模、行政活動の規模が急速に拡大し、それに伴い、複雑多様な財務会計行為が錯綜し、それを規制する会計法規も多岐にわたり、それらの適法性の判断が容易でない場合も多くなってきている。そのような状況の中で、地方公共団体の長が自己又は職員のミスや法令解釈の誤りにより結果的に膨大な個人責任を追及されるという結果も多く生じてきており（最近の下級裁判所の裁判例においては、損害賠償請求についての認容額が数千万円に至るものも多く散見され、更には数億円ないし数十億円に及ぶものも見られる。）、また、個人責任を負わせることが、柔軟な職務遂行を萎縮させるといった指摘も見られるところである。」と語っている。

これらの事情を背景に、個人として多額な損害賠償責任を負うことのリスクは、長等に萎縮効果を招きかねず、ひいては円滑な行政の遂行を阻害するという観点から免責条例条項は設置された<sup>12</sup>。

ここで、免責条例条項における責任の軽減の仕方は、賠償責任額から職責等を考慮して政令<sup>13</sup>で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で条例によって定める額（最低責任負担額）を控除して得た額を免責するという方法である（同条参照）。

そして、前述のとおり、場合によっては裁判所による判断<sup>14</sup>ではなく、地方公共団体自身が判断するケースも想定される。この場合、免責条例が適用されるか否かの判断は地方公共団体の債権管理権限者である長となるが、特に重過失がない（軽過失にとどまる）と判断された場合には、行政の透明性、公正確保のため、どのようなプロセスでどのような理由で判断したのかについての説明責任が重要となってこよう。そして、その重過失の判断において結局は住

---

<sup>12</sup> 時の法令2042号（2018年）16～17頁参照

<sup>13</sup> 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年11月8日公布、一部の規定を除き令和2年4月1日施行）173条により、首長については損賠賠償責任の原因となった行為日を含む会計年度の基準給与年額の6年分（同条1項1号イ）、副知事や副市町村長は4年分（同号ロ）、職員は1年分（同号ニ）と定められた。会社法（425条～427条）における代表取締役の最低責任限度額は年収の6年分であり、これが参考になったものと思われる（国会審議平成29年5月16日衆議院総務委員会政府参考人安田充総務省自治行政局長の回答）。

<sup>14</sup> 前掲注（2）「2017年地方自治法等改正の具体的内容」は、「今回の免責条例制度の創設により、裁判所の判断にも一定の影響があるものと考えられる。」としている。

民が納得するものとはならず住民訴訟が提起されるとすれば、より行政不信が生じるとともに、さらなる行政の萎縮を招き、地方自治法改正の意義が没却されるものと思われる。したがって、そういった意味でも重過失の具体的内容についての住民及び行政における社会的な共通理解が必要である。

ちなみに、筆者は、免責条例設置については賛成の立場である。地方行政のガバナンスの観点からは、長等にすべての責任を取らせるということは理想かもしれない。また、公務の萎縮という点を強調しすぎることにも住民目線からは躊躇を覚える。しかしながら、毎日の公務において、多岐にわたる業務があり、しかも専門性が非常に高まっている中で、単なる過失の場合にまで高額な賠償責任を負わせられるということは酷にすぎると考える。重過失の認定において公正に精査することにより、責任を負うべき者に責任を負わせるべきである。

なお、法改正に当たって国は、重過失の意義について「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない」とは、一般的には、普通地方公共団体の長等が違法な職務行為によって、当該普通地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指すものであること。」としており<sup>15</sup>、より詳細には、「損害を与える蓋然性が高いことを少なくとも容易に認識可能であった」、「専門家等の意見聴取や議会の議決等適切な手続を経ていなかった」という要件が考慮要素として挙げられている<sup>16</sup>。

このような国の見解も参考に、以下、重過失について考えていく。

## 第2 重過失についてのこれまでの議論

まず、法の免責条例条項以外で、法的に重過失が問題となるのはどのような場合であろうか。

損害賠償責任が生じる場合として重過失が条文上使われているのは、民事法領域では、民法698条（緊急事務管理）、会社法429条1項（取締役等の第

---

<sup>15</sup> 平成29年6月9日付け総務大臣通知（総行第125号等）

<sup>16</sup> 前掲注（2）「2017年地方自治法等改正の具体的内容」。前掲注（4）1078頁は、重過失について「はなはだしく注意義務を欠くことをいい、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状態を指す。」としている。

三者に対する損害賠償責任)、行政法領域では国家賠償法1条2項や法243条の2の2の職員等の賠償責任などがある。

ここではまず民法における重過失についての学説を確認したあと、国家賠償法上の重過失や職員等の賠償責任における重過失について、裁判所がこれまでどのように判断してきたのかを検討する。

## 1 民法学説<sup>17</sup>

### (1) (軽) 過失について

損害賠償責任(民法709条)の発生原因となる過失の捉え方については、学説上変遷があった。すなわち、かつては過失とは、故意と対比しての内心の問題にとらえ、違法な結果の発生を予見すべきであるにもかかわらず不注意のためにこれを予見しないという心理状態にとらえてきたが<sup>18</sup>、現在では、支配的な見解は、結果を回避すべきであるのに回避する義務を怠った客観的な結果回避義務違反が過失の内容であるとする<sup>19</sup>。

そして、大阪アルカリ事件<sup>20</sup>において過失は結果回避義務違反とした判断が示されたように、裁判所の立場は、予見可能性を前提とした結果回避義務違反であるといえる<sup>21</sup>。また、過失を認定するための前提となる注意義務は、当該行為者が属する集団の通常人が期待される程度のもとなる(抽象的過失)<sup>22</sup>。

---

<sup>17</sup> 国家賠償法上の責任と民法の不法行為責任の質的違い、特に違法性の捉え方の違いや、国家賠償法上の違法性と過失の関係についてなど、違法性との関係で理論的な問題はあるが、本稿では、重過失の要件ということに絞って検討を進めたい。国家賠償法と民法の違いについては、潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第2版〕』(信山社、2017年)97～124頁参照。潮見は「国家賠償制度の民事救済制度に対する質的独自性」という。国家賠償法上の違法性と過失の関係については、宇賀克也・小幡純子編著『条解国家賠償法』(弘文堂、2019年)118頁(中原茂樹)

<sup>18</sup> 加藤一郎『不法行為〔増補版〕』(有斐閣、1974年)71頁「一般的にいて一定の結果の発生を知りうべきであるのに知らなかったことである」

<sup>19</sup> 内田貴『民法Ⅱ 第3版 債権各論』(東京大学出版会、2014年)339頁、潮見佳男『不法行為法』(信山社、2005年)154頁、道垣内弘人「民法★かゆいところ 第8回 重過失」法学教室No.290(2004年)35頁参照

<sup>20</sup> 大判大5.12.22民録22輯2474頁

<sup>21</sup> スモン東京訴訟(東地判昭53.8.3判タ365号(1978年)99頁)「その終局において、結果回避義務の違反をいうのであり、かつ、具体的状況のもとにおいて、適正な回避措置を期待しうる前提として、予見義務に裏づけられた予見可能性の存在を必要とするもの」としている。

<sup>22</sup> 大判明44.11.1民録17輯617頁、前掲注(19)潮見162頁、幾代通・徳本伸一『不

## (2) 重過失について

それでは、重過失であるが、判例の定義と呼ばれているものは、失火ノ責任ニ関スル法律（以下「失火責任法」という。）についてのものである<sup>23</sup>。

「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」である。

その一方、学説は、「著しく注意を欠いた場合。」<sup>24</sup>（過失を内心の問題と捉える立場）、「一般人に要求される注意義務を著しく欠くこと」<sup>25</sup>としており、通常の過失（軽過失）との違いは量的なものであると把握している。

判例の定義に対して、潮見佳男教授は「下級審裁判例では、形式的には「故意に近い著しい注意欠如」という枠組みを用いながらも、具体的な判断に際し故意との対比を試みて重大な過失の有無を判断したものはない。むしろ、行為義務自体が高められている場合、とりわけ、業務上の注意義務違反がある場合に、その違反をもって重過失と判断する傾向にある。学説もまた、このような立場を支持している。」とする<sup>26</sup>。

たしかに、判例は失火責任法の適用場面での論理であり、そもそもこの見解を失火責任法以外に形通り当てはめることができるのかということには疑問も生じてこよう。

## (3) 道垣内弘人教授の分析<sup>27</sup>

道垣内教授は、それまでの民法学説で失火責任法の領域を離れて議論があまりされてこなかった重過失について、「「重過失」の意味について正確に議論することは、やはり必要だというべきである。」とし、判例の定義と重過失の意味について分析している。

---

法行為法』(有斐閣、1993年) 40頁

<sup>23</sup> 最三小判昭32.7.9民集11巻7号1203頁

<sup>24</sup> 前掲注(18) 75頁

<sup>25</sup> 前掲注(22) 幾代・徳本184頁

<sup>26</sup> 前掲注(19) 潮見170頁

<sup>27</sup> 前掲注(19) 35～39頁

注目すべきは、判例法理と学説の「著しい注意義務違反」について、法の趣旨によって使い分けることを提唱されている点である。

その内容は、法の趣旨が、故意だけを問題にすべきところ立証の困難性を回避するために重過失も要件としている場合には、「故意に準じるもの」とする判例法理を（その場合、注意義務違反の前提たる注意能力は行為者の現実の注意能力とする）、法の趣旨が、非難可能性の高いものだけを捕捉するという場合には、「著しい注意義務違反」とする学説の見解を採用すべきであるというものである<sup>28</sup>。

## 2 国家賠償法1条2項<sup>29</sup>

国家賠償法は、1条2項で、故意又は重過失を要件として公務員個人への求償権を認める。しかし、公務員に対する求償権が行使された例は少ない<sup>30</sup>。

このため、解説書でも記載が薄く、「重過失は抽象的重過失のことであって、抽象的な注意義務違反の程度がはなはだしい過失をいう」とするもの<sup>31</sup>、失火責任法の判例で示された定義<sup>32</sup>を引き、「著しく注意義務を欠くことをいう。」として民法学説「重過失と軽過失との間に質的な相違は存在せず、量的な相違があるにすぎないから、その区別を理論的に明らかにすることは困難で

---

<sup>28</sup> 窪田充見編『新注釈民法（15）』（有斐閣、2017年）350頁（橋本佳幸）にも同旨の記載あり。

<sup>29</sup> 国家賠償法1条2項 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。なお、求償権が存在する場合、原則として、地方公共団体の長に客観的に存在する債権の行使または不行使についての裁量はない（最二小判平16.4.23民集58巻4号892頁）。

<sup>30</sup> 第170国会（臨時会）答弁書第26号では、平成19年1月から平成20年6月までの間、国家公務員について国が求償権の行使を行ったものは2件という数値がある。また小早川光郎・青柳馨編著『論点体系判例行政法3』（第一法規、2016年）は、「当該公務員が求償権の行使に応じた場合はともかく、訴訟にまでなるのは極めてまれであるといわれている。」432頁（今村隆）としている。

<sup>31</sup> 並木茂「要件事実（1）」村重慶一編『裁判実務大系国家賠償訴訟法』（青林書院、1987年）36頁

<sup>32</sup> 前掲注（23）



ある。」<sup>33</sup>とするものなどである<sup>34 35</sup>。公表事例も多くはない<sup>36</sup>。求償権行使への謙抑性に対する批判もある<sup>37</sup>。

ところが、近年、社会的な耳目を集める事件において求償権行使の裁判が数件続いた。

例えば、佐賀県の事案<sup>38</sup>は、当時の県知事が、共済事業を営む事業協同組合について、その財務内容や経営の実情を調査した結果、9億9300万円に上る累積欠損について粉飾経理を行っていることが判明し、報告を受けたが、監督権限を行使することなく放置したことは重過失に当たるとして、県による求償権の行使が認められたものであり、国立市の事案<sup>39</sup>は、マンション建設に関連して、当時の市長の営業妨害等を理由に市が民間企業に損害賠償金を支払ったが、これについて市による当時の市長への求償権の行使が認められたものである。このほか、大分県の事案は、教員採用試験の不正に関する求償権行

<sup>33</sup> 前掲注(18)75頁

<sup>34</sup> 西埜章『国家補償法概説』(勁草書房、2008年)728頁など。

<sup>35</sup> このほか前掲注(17)宇賀・小幡編著169頁(西上治)。ここでは、最決平成26年1月16日の櫻井龍子反対意見を紹介し、「重過失の判断基準を明確にした判例等は見当たらないとしつつ、当該公務員が自らの職務上の立場において負うべき注意義務の内容・範囲に照らして、①その注意を甚だしく欠いていたか、②僅かな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったか、二つの観点から判断することが相当であるとしており、参考になる。」としている。なお、原典たる最高裁決定は裁判所ウェブサイトとのことであるが、筆者が検索したときには見当たらなかった。

<sup>36</sup> 求償権が認められた事例として、市長が再開発事業に反対していた事業者に水道給水を留保した事案(東地判昭58.5.11判タ504号(1983年)128頁、町の税務課長が団体から圧力をかけられて不実の課税証明書を発行した事案(浦和地判平8.6.24判タ925号(1997年)184頁)のほか、刑務官による受刑者への暴行事案(名古屋高判平22.5.25判タ1368号(2012年)90頁)があり、認められなかった事例として、体罰を行った教員自身が損害賠償金の大半を支払い残額が僅少であったという事案(横浜地判平14.6.26判例地方自治241号(2003年)47頁)がある。

<sup>37</sup> 阿部泰隆「国家賠償法上の求償権の不行使からみた行政の組織的腐敗と解決策」自治研究87巻9号(2011年)3頁など

<sup>38</sup> 佐賀地判平22.7.16、福岡高判平24.2.16、上告審は前掲注(35)記載のもの(棄却、不受理)。

なお、上告審も含めた判例評釈として、安藤高行「首長であった者に対する国家賠償法1条2項に基づく求償権の行使をめぐる二つの事件(三・完)ー国立市事件と佐賀県事件」自治研究92巻4号(2016年)3頁がある。

<sup>39</sup> 東地判平26.9.25判例地方自治399号(2015年)19頁、東高判平27.12.22判例地方自治405号(2016年)18頁

使<sup>40</sup>及び県立高校での部活中に熱中症を発病したのち病院で死亡した事故に  
関しての求償権行使<sup>41</sup>が問題となったものである。

このうち国立市の事案は当時の市長の政治信念に基づく自身の言動等が重過  
失とされたものであり、大分県の教員採用試験の事案は明らかな不正行為であ  
ることから<sup>42</sup>、比較の事例として、知事の監督権限不行使が問題となった佐  
賀県の事例と、部活顧問の注意義務違反が問題となった大分県の事例を取り上  
げ、そこでの重過失の判断を見る。

## (1) 佐賀商工共済問題<sup>43</sup>

### ア 事案

中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）に基づいて設立された共  
済事業を営む事業協同組合が多額の債務超過を粉飾経理操作により隠蔽し事業  
を継続し、破産したが、その組合員らが当時の佐賀県知事が粉飾経理操作を知  
りながら中協法上の監督権限を行使せず、漫然と放置して営業を継続させたた  
め破産するに至り、損害を受けたとして県に対し国家賠償法に基づいて損害賠  
償請求を行った。この請求が認められ、県が損害賠償金を支払ったため、前知  
事に対して求償請求を行った事案である。平成22年の佐賀地裁の一審判決で  
は4億円余の求償請求が認められ、平成24年の福岡高裁の二審判決では4910万  
円余の請求が認められた。

---

<sup>40</sup> 同事案は重過失が問題となったわけではなく、不正を行った職員が返納した退  
職金や幹部職員等からの寄付金を求償金額から控除し求償権の行使が制限され  
うるか、ということが争点となった。一審である大分地判平27.3.16、二審福岡  
高判平27.10.22の後、最二小判平29.9.15を経て、差戻後の福岡高判平30.9.28は、  
寄付金については控除しうが退職金返納額を控除することは相当でないとい  
判断した。

<sup>41</sup> 大分地判平28.12.22、福岡高判平29.10.2（確定）

<sup>42</sup> 内閣官房「公務員関係判例研究会」平成28年度第6回会合で、当該裁判例が題  
材となったが、ここでも本件で問題となった不正行為は、国家賠償法1条2項  
にいう「故意」に該当することは問題ない、とされている。

<sup>43</sup> 前掲注（38）、一審は判時2097号（2011年）125頁、二審は判例集未登載

## イ 宇賀克也教授の見解<sup>44</sup>

佐賀県は、前知事への求償金請求訴訟に先だって、平成19年に求償権の有無を判断するために法学者である小早川光郎東京大学大学院教授（当時）と、宇賀克也東京大学大学院教授（当時）の2人に依頼し、意見書の提出を受けた。その結果、小早川教授は求償権成立には否定的な見解であったが、宇賀教授は求償権は発生するとの見解であった<sup>45</sup>。

宇賀教授は、当時の知事及び商工企画課長について、重大な過失があったと認定されてもやむを得ないと思われるという結論を出しており、「佐賀商工共済協同組合事件に関する意見書」と題する意見書の中で、本件において参考となる判例として、最判昭41.4.15民集20巻4号660頁を挙げている。この判例は、旧商法266条ノ3第1項（前段）（現会社法429条1項）の取締役等の第三者に対する損害賠償責任に関するものであり、判例タイムズ解説によれば、同項の「取締役の責任に関して、いかなる程度で、職務を行うについて重大な過失があるかを明示した最高裁判所としてはじめての判決である」とのことである<sup>46</sup>。

「この判決は、株式会社の代表取締役が、事業の遂行につきはっきりとした見通しも方針もなく、事業の拡張により収益を増加し、手形金の支払が可能であると軽率に考え、これらの手形により金融を受けて、その会社の資産・能力を顧慮しないで、調査不十分に多額の投資をし破綻を招いた場合、その職務を行うについて重大な過失があると判断している。本件の商工企画課長も、同組合の事業の遂行につき明確な見通しもなく、また、その後の監督についての確固として方針もなく、同組合が有価証券の入替えにより収益を増加させて再建

---

<sup>44</sup> 筆者は、2019年5月19日付けで「平成15年に破産した佐賀商工協同組合問題における県幹部職員への求償の可否にかかる専門家の意見書」を佐賀県に対して開示請求を行い、同年5月24日付けで開示決定（令和元年5月24日付け経第432号公文書開示決定）を受け、これにより、小早川光郎教授の意見書及び宇賀克也教授の意見書を入手した。

<sup>45</sup> 平成19年10月25日付け佐賀県記者発表資料参照。このため、佐賀県知事は、平成19年7月5日の記者会見では、職員への求償はしない（求償権は存在しないと判断）としていたが、平成19年10月25日の記者会見では求償権行使の意向を明らかにしている。

<sup>46</sup> 判タ191号（1966年）80頁。

可能であると軽率に考え、同組合の資産・能力を十分考慮せず、調査不十分なまま、同組合が粉飾経理をしながら事業を継続することを黙認した点で重過失があったと認定されてもやむをえないと思われる。」(意見書2頁目)としている<sup>47</sup>。

そして、失火責任法の判例については、「この判示は、自らも失火により生活の場を失って困窮していることが通常である失火者に延焼による損害賠償責任まで負わせるのは酷な面があることから、その責任成立の要件を極めて限定しようとした特殊な立法政策に基づく失火責任法の重過失についてのものであるから、国家賠償法1条2項の重過失についての先例としては、必ずしも適切ではないと考えられる。」(意見書3頁目)とした。

また、当時の知事の責任については、知事が業務改善命令の権限を有することを指摘したうえで、調査結果の報告もなされていたことを受けて、「知事としては、上記のような報告を受けたとしても、その「試算」の根拠について慎重に確認すべきであったし、その確認を怠ったことを別としても、粉飾経理が行われていることを知った以上、業務改善命令を出すべきであり、それをせず、監督を強化するような指示も出さず、具体的な対応を次長・部長・課長に委ねてしまったことには、重大な責任があり、故意があったとまではいえないが、権限不行使について重大な過失があったと認定されてもやむを得ないと思われる。」(意見書3頁目)と述べている。公務の重過失が問題となる場面であっても、もはや、会社経営における経営者に求められる思考や判断力を背景とした注意義務が求められるという非常に示唆的な意見といえる。

なお、両者への求償については、過失相殺法理を類推適用して、求償の範囲を制限することも意見として述べている。

## ウ 裁判所の判断

県は求償金請求訴訟を、前知事に対して提起した。

重過失の判断部分はほぼ一審の通りであるので、一審の判断部分を示す。

「原告は、平成8年8月中に、商工共済に対し、本県監督権限を発令すべき義務があったものというべきであり」、「被告が本県監督権限を行使していさえ

---

<sup>47</sup> このほか、浦和地判平8.6.24判時1600号(1997年)122頁も紹介している。

すれば、それ以降の商工共済の役員らによる犯罪行為及び、組合員らが新たに共済契約や金銭消費貸借契約を締結して金銭を預け入れることを防止することができたのであるから、」監督権限不行使と損害との間の相当因果関係を認めた。

そのうえで、「被告は、平成8年8月の時点において、商工共済の財務状況が、平成7年度において、……累積欠損の合計額が15億9100万円となること、このうち、資産については、これを66億4209万460円と粉飾していること、本業の共済事業に関する手数料収入がなくなり、平成7年単年度で9548万円余の損失が発生していたことを明確に知ったのであり、このまま粉飾経理により財務状況を隠匿したまま組合員から共済掛金や金銭消費貸借の形式で資金を集め、組合員に貸与するという事業を継続することを放置すれば、将来的に破綻して、組合員に多大な被害を与える蓋然性が高いことを認識していたか、少なくとも容易に認識することが可能であったはずである。それにもかかわらず、被告は、経営再建の可能性の有無を慎重に検討することなく、具体的な根拠のない極めて安易な見通しに基づき、経営再建の可能性を認めて、本件監督権限を行使することなく、これを放置したのであり、前記認定の過失を超えて重大な過失があったものというべきである。」と判示した。

## エ 検討

裁判所が強調しているのは、① 法律上、知事は組合への指揮監督権限を有していた、② 事前、しかも破産の7年前に、極めて具体的な数値をもって経営実績を知らされていた、したがって、③ 多大な被害を与える蓋然性が高いことを認識しえたということである。また、重過失の位置づけとしては、④過失を超えたものと捉えている。

上記判断は、失火という日常的な不注意の領域ではなく、経営判断の領域として捉えており、もはや経営判断を委ねられた者がどのような行動をすべきであったか、という従来の公務の領域を超えた注意義務が問題となっている。これは、今日、公務と一言で片付けられるものではない地方公共団体の幅広い業務を前提としたものであろう。

以上からいえることは、重過失の判断は、経営判断が問題になっている場合と、失火の場合とは違うということである。そして、具体的には、粉飾経理

処理など経営が問題となっている場合には、ビジネス的な観点からの注意義務が前提となり、事前に被害の甚大性など重大な結果発生を想起しうる報告がされていたことにより、予見可能性の観点から重過失が認定されたということである。

## (2) 県立高校剣道部事件<sup>48</sup>

### ア 事案

県立高校の剣道部に所属していた高校生が、練習中に熱射病を発病して倒れ、その後病院に搬送され死亡した事故について、高校生の親に対する学校設置者の県や病院設置者の市の損害賠償責任が裁判で認められ、その損害賠償金を県が供託した。高校生の親が住民として、県は、剣道の指導監督をしていた顧問教員及び副顧問教員（以下、「顧問教員ら」という。）に対して求償権を取得したのに、その行使を怠っているとして住民訴訟を提起し、顧問教員に対する求償権の存在が認められた事案である。

### イ 住民監査請求監査結果（平成27年11月6日）<sup>49</sup>

請求棄却（顧問教員らに重過失は存在しない）との結論であった。

監査委員会は、重大な過失の定義については、失火責任法の判例定義を引用し、これを基準として検討するとした。そして、顧問教員らには、事故の発生を未然に防止し、部員の生命及び身体に危険が及ばないように配慮する義務があり、事前に熱中症対策資料を受領し、内容も把握していたとの認定をしつつも、その後の医療行為に着目し、搬送された病院で「熱射病を前提とした治療行為を行っていないことからすると、意識障害が発現したと認められる時点において〇〇の死亡という結果が発生する高度な蓋然性はなかったものと思われる（匿名化は筆者）」とし、顧問教員らに「漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」にあったものとは認められない。」

---

<sup>48</sup> 前掲注(41)、一審は判例地方自治434号（2018年）66頁、二審は同号60頁。同事案に関して、羽田真「国家賠償法1条2項における「重過失」」早稲田大学本庄高等学院研究紀要「教育と研究」(34)（2016年）61頁～71頁では、国家賠償法上の求償権規定における「重過失」の要件が妥当なのかという疑問を呈している。

<sup>49</sup> 平成27年11月6日付け号外124号大分県報

とした。

監査結果は、注意義務違反と死亡という結果との関係について、因果関係の問題として否定したのか、予見可能性として否定したのか若干不明である。あえて読み込むとすれば、ほとんど故意に近い、その故意の対象を、病院での死亡、と捉えたうえで、顧問教員らが救急車の出動を要請した時点で、病院での死亡の高度な蓋然性はなかった、したがって死に対する予見可能性ももちょうがなかった、ということなのであろうか。

この点は、後述裁判所により否定されているが、予見可能性の対象は、病院での死亡という極めて核心的な事実ではなく、生命身体への重篤な結果、というもので足りると解すべきである。

## ウ 裁判所の判断

大分地方裁判所は、顧問教員（参加人〇〇）の重過失の点に関して、まず、あらかじめ「熱中症対策（部活生指導）」と題する書面を受領し、内容も把握していたことを認定したうえで、「このように参加人〇〇の行為は、自らの職務上の立場において負うべき注意義務の内容に照らせば、わずかな注意を払えば、〇（筆者注；高校生）の行動が演技ではなく、熱射病に起因する意識障害の発言としての異常行動であること、ひいては放置すれば死亡する危険が高いことを容易に認識し得たのであるから、〇について直ちに練習を中止させ、救急車の出動を要請するなどして医療機関を搬送し、それまでの応急措置として適切な冷却措置を取るべき注意義務があったにもかかわらず、単にその注意義務を怠ったにとどまらず、〇の全身状態を悪化させるような不適切な行為<sup>50</sup>にまで及んでいるのであるから、その注意義務違反の程度は重大であり、その注意を甚だしく欠いたものといえることができる。」と判示した。

また、高校生が病院に搬送され、病院で亡くなったため、死亡に関する予見可能性についても争われたが、この点に関しては、「国家賠償法1条2項は、

---

<sup>50</sup> 参加人〇〇は、上記のように意識障害の発現としての異常行動を示していた〇に対し、あろうことか、「演技するな。」などと述べながら、〇の右横腹部分を前蹴りし、ふらつき倒れた〇の頬をたたき、さらに、立ち上がったものの壁に額を打ち付けて出血し、再び倒れた〇に対し、その身体の上にもたがり、「演技じゃろうが。」などといいながら、10回程度、その頬を平手打ちにしているのあり…（判決文より）

公務員個人に対する求償が、公務員を萎縮させ、公務の果敢な執行の障害となるおそれがあるとの弊害を踏まえ、過失責任の場合の求償には過失の重大性という要件を付しているものと解されるが、そうであるからといって、過失の判断の前提となる予見可能性の対象や相当因果関係の判断が異なることとなる理由はなく、上記のような趣旨を踏まえた上で、注意義務違反の程度が著しいものといえるかといった観点から判断すれば足りるというべきであ」とした。

また、控訴審の福岡高裁判決は、「参加人〇〇は熱射病による意識障害、したがって熱射病自体を疑うべき事態であるにもかかわらず、また、熱射病ではないと断定する合理的な事情はないにもかかわらず、これを演技だと決めつけて指導を続けたというのであるか、生徒の安全確保を図るべき教諭の立場にありながら、生徒の状況を見守ることなく、また、僅かな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったのにそれをするともなくいたのであって、自らの職務上の立場において負うべき注意義務の内容範囲に照らして、重大な過失があるといわざるを得ない。」

## エ 検討

上記地裁、高裁判決を総合すれば、重過失の認定は、顧問教員は、① 生徒の安全を図る立場におり、自らの職務上の立場による注意義務を負わされていた、② 事前に熱中症対策についての知識は与えられていた、したがって、③ わずかな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったのにそれをしなかったということであり、加えて④ 不適切な行為を行ったということである。そして、⑤ 予見可能性の対象は、実際に生じた死亡という結果ではなく、死亡する危険性が高いことである、また、重過失は、⑤ 注意義務違反の程度がはなはだしいことである。

④の事実があれば、ほとんど故意に近い、ということが言えそうであるが、それでも裁判所は、故意との比較ではなく、注意義務違反のはなはだしさとして評価している。また、予見可能性の対象は（重過失ではなく過失の認定に関連する論点であるが）、実際に起きた病院での死亡という具体的な事実結果ではなく、死亡する危険性が高いことである、ということであり、ここでも、監査結果も採用した判例の定義ではなく、その職責を担う者に要求される注意義務を前提として、その注意義務違反が甚だしいかが問題となっている。



### 3 改正前法243条の2<sup>51</sup>

次に改正前法243条の2後段における重過失の判断である。

#### (1) 最一小判平20.11.27<sup>52</sup>の事案

##### ア 事案

県が職員の退職手当に係る源泉所得税の納付が遅れ延滞税及び不納付加算税を課せられたことについて、その原因が、専決権限を有する課長から事務を任されていた補助職員の懈怠であったことに対して住民訴訟が提起された。裁判所は、当該課長の責任について、処理を担当の部下に任せていたことは特に非難されるべきではなく、部下が3人いた状況においては、この3人全員が事務を怠り、このような事態が発生することは容易には想定し難いことであると、著しい注意義務違反はなく、損害賠償責任は負わない、とした。

「そうすると、上告人がわずかの注意さえすれば上記事態を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたものということは困難である。……以上の事情を総合的に考慮すれば、…上告人が著しく注意義務を怠ったということはできず、上告人に重大な過失があったとまでは認められない」。

##### イ 検討

ここにいう重過失の判断は、部下が3人もいる中で、漏れが生じることは通常あり得ず、よって、①わずかの注意さえすれば発生結果を予測できる状況で、②これを未然に防止するための措置を講ずることができたのにしなかったわけではない、ということである。

したがって、この判例は、重過失とは著しい注意義務違反であり、著しい注

---

<sup>51</sup> 改正前法243条の2第1項(後段) 次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。(損害を賠償しなければならない)

一 支出負担行為 二 略 三 支出または支払 以下略

改正後は法243条の2の2となり、2020年4月1日施行

<sup>52</sup> 判タ1286号(2009年)96頁

注意義務違反とは、①わずかの注意さえすれば発生結果を予測できる状況で、②これを未然に防止するための措置を講ずることができたのにしなかったという公式である。

しかしながら、住民の立場からすれば、財政を預かる課長の立場であれば、部下の適正配置、部下の監督も職務であり、部下の日頃の職務内容や経験を考慮して漏れないように配慮するのが注意義務であり、むしろ3人も部下がいて防ぐことができなかつたのであるから注意義務違反の程度ははなはだしいというのが正直な思いではなからうか。

この点は、泉徳治補足意見が「……同払出通知の専決権者であり、平成12年度において同払出通知を経験している上告人としては、平成13年度に着任したばかりの〇〇、〇〇及び〇〇に対し、同払出通知の事務処理について過誤のないよう、一般的に指導監督すべきであったというべきである。(匿名化は筆者)」と述べていることに共感を覚える。

そして、重過失を認めなかつた理由について、泉補足意見は、過失が上告人に存することは明白であるというべきであるが、としつつ、「本件以前に県において源泉所得税の納付遅延に基づき多額の不納付加算税や延滞税を徴収されたという事例があったということはいかえりなしで、容易に予測することができたということはいかえりなしで、としており、予見可能性の判断においても説得的である。

よって、公式的には、免責条例適用における重過失と統一的に判断すべきであろうが、具体的当てはめの場面では、むしろ補足意見のような考慮が必要であると考えられる。

## (2) 愛媛玉串料訴訟<sup>53</sup>

なお、重過失＝著しい注意義務違反との考え方は、愛媛玉串料訴訟においても採用されている<sup>54</sup>。

愛媛玉串料訴訟は、県が靖国神社や県護国神社に対して玉串料等を公金から

---

<sup>53</sup> 最大判平9.4.2民集51巻4号1673頁

<sup>54</sup> 前掲注(52)解説参照

支出したことが憲法上の政教分離原則に反するとされた事案であるが、本件において、知事から支出の権限について委任を受け、又は専決することを任された県職員の損害賠償責任については重過失がないとして否定された。（知事については、本件支出には憲法に違反するという重大な違法があること、文部省、自治省等が政教分離原則に照らし、慎重な対応を求める趣旨の通達、回答をしていたことなどを考慮して、指揮監督上の義務に違反し、少なくとも過失はあったと認定された。）

重過失が否定された理由としては、職員らは、知事の指揮監督の下で本件支出をしたものであること、支出が憲法に違反するか否かを極めて容易に判断することができたまでにはいえないということを理由に、著しく注意義務を怠ったものとして重大な過失があったということとはできないというものであった。

### 第3 公務における重過失

#### 1 公務における重過失とは

これまで見てきた裁判例や各見解、学説などから、公務における重過失は、もはや判例の定義はふさわしくないということが明らかとなった。この場合、重過失は、一般的には裁判例や民法学説が言うように、「著しい注意義務違反」となるだろうが、しかし、問題は、著しい注意義務違反とは具体的に何かということなのである。

これまでの裁判例や見解を踏まえるならば、軽過失との違いは、予見可能性が極めて高いあるいはそのような状況であったのにしなかったという予見可能性の程度であり、求められる注意義務の内容は、幅広い公務の実態や求められる判断力も専門化していることに鑑み、それぞれの職責・立場の者が当然有するものと捉えるべきである<sup>55</sup>。

したがって、実際に適用する際には、その公務員がどのような職責、権限を有していて、どのような注意義務を払うべきであったかについて明確にされなければならない。

例えば、事業の破綻のケースでは、長等が経営全般について監督権限を有し

---

<sup>55</sup> 抽象的過失を前提とする。

ている場合、事前に、極めて具体的な数値をもって経営実態を知らされていたという事情があれば、事業が破綻し多額の損害が発生するという認識は当然持ってしかるべきであろうし、部下による事務処理過誤のケースでは、そもそも専決権者としての責任と、部下に対する監督権限がある中で、例えば部下が着任したばかりで、同種同事案が以前にも発生したという事情があれば、また同じようなことが起こり、多額の損害が発生するかもしれないという認識は、当該立場の人間なら当然持ってしかるべきである。運動部での生徒の死傷の場面では、教師は安全配慮義務を負っており、病気への基礎的な知識などの事前情報を有していた中で、生徒の異常行動が発生するならば、当然生徒に重篤な結果が生じかねないという認識を持たなければならない。

以上より、公務における重過失は、著しい注意義務違反と捉えたうえで、具体的当てはめとしては、当該職員の職責、権限等を考慮してどのような注意義務が課せられていたか、を明確にしたうえで、その立場の者の注意義務を前提に、重大な結果発生 of 極めて高い予見可能性が認められるような状況にあったのか、ということ要素として決せられるべきである。

## 2 具体的あてはめ

上記のような公務における重過失の考え方を、ある事案にあてはめて検討してみたい。

事案は、バイオマス事業への補助金支出が違法な財務会計行為に該当し、当時の町長に対する9279万円余の損害賠償請求が認められた裁判例<sup>56</sup>である。

あらかじめ述べておくが、筆者は当時の町長に過失を認めた判旨に賛成である。

後に述べるように、事業に公共性があるという点、国による交付金の決定がなされていたという点、国の規則により地方公共団体は国から受け取った間接補助事業者に交付する補助金の財源となる金銭は原則として遅滞なく会社に対して交付されることが予定されている事情を考慮しても、当時の町長の判断に

---

<sup>56</sup> 熊本地判平26.10.27（住民訴訟、控訴後取下）判例地方自治398号（2015年）13頁、熊本地判平31.3.4（町の元町長に対する損害賠償請求）判例集未登載

は過失があったと認めざるを得ないとする。

### (1) 事案と訴訟経緯

事案の概要は、熊本県のある町が、放置竹林の再生等を目的とする竹バイオマス事業を実施するため、国から地域バイオマス利活用整備交付金の交付を受け、事業実施主体である企業に補助金を2回にわたり交付したが、同企業が金融機関等から資金調達ができなかったことから、事業の断念に追い込まれた。町は国に対して交付金相当額を任意に返還したが、企業からは補助金相当額の返還を受けることができなかった。このため、町の住民らが、住民訴訟を提起して、補助金の支出は違法な財務会計上の行為であり、町長に損害賠償請求をすることを求めたところ、金融機関の融資拒絶後の支出（以下「本件支出」という。）については違法であり過失もあるとして、町長の損害賠償責任が一部認められたものである（原審段階では町長）。その後、町は控訴したが、町長が変わり控訴は取り下げられ、一審判決が確定した。

なお、住民訴訟で争われた後、町の元町長に対する損害賠償請求が提起されが、その訴訟の中で再度元町長による補助金支出の違法性が審理された。これは、住民訴訟の控訴審で、補助参加をしていた元市長の意思に反して町が取り下げたため、判決の参加効力が元町長に及ばないこととなったためである（民事訴訟法46条3号）<sup>57</sup>。

### (2) 事実関係

地裁が認定した事実によると、問題の補助金支出に先立ち、町は国から5億円余の交付金決定を受け、町は当該企業に対して補助金の交付決定を行い、当該企業に対して補助金のうち2億円を支払った（この支払いは違法とはされなかった）。その後、当該企業は、バイオマス事業の実施のために、町からの補助金のほか、日本政策金融公庫から融資を受けることを予定していたが、平成21年2月16日、同公庫から融資ができない旨、もう一行の協議先の銀行からも

---

<sup>57</sup> 国立事件でも同様の訴訟経過をたどった。首長が交代するとこのような事態が生じる。

同月18日、融資ができない旨町に伝えてきた。

当該事業は、総額約20億円を超える事業であり、その半分を金融機関からの融資により調達する予定となっていた。

4月6日、町は、国に対して交付金のうち9279万3000円の交付申請を行い、同月23日、支払いを受けた。5月29日、町は当該企業に上記金額の補助金を支払った（本件支出）。

しかしながら、当該会社は翌年2月9日に、事業資金の確保ができず、補助金を利用した本件事業の実施を断念すること、及び受領した補助金の返還を通知してきた。だが、約束の期限までに補助金の返還はなかった。

ここで、金融機関からの融資拒絶後、元町長は、個人からの融資を受けられるとの話を数回にわたって聞き、これを信用し、結局はそういった融資は受けられなかったとの事情があるという。窓口となった者の確約書なるものも提出してもらったが、本件支出の日までに何度も融資は約束されたが、現実の実行はなかったとのことである。

### (3) 裁判所の判断

判決は、金融機関の融資拒絶により資金調達の別の手段が存在するか否かについて慎重に検討する必要があった、しかも、個人からの融資の話も上記のような事情から、真に融資を実行する意思を持っていたかについては疑問を抱かざるを得ない状況であったなどとして、「本件支出時点において、結局操業金の調達ができず、そのまま本件事業が中止に至ることを容易に予測できたといえ、本件事業の遂行可能性もまた極めて低いものであったというべきである。」と、補助金支出について「本件支出に係る被告の判断は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであって、裁量権を逸脱または濫用したものとして違法というべきであり、これまで説示したとおり、被告の認識した事情をもとにして検討してもその判断は合理性を欠くものであるから、本件支出について被告の過失も認められる」と判断したのである。

#### (4) 過失の程度

仮に、過失の程度を検討する場合、この状況で、元町長に著しい注意義務違反すなわち重過失があったといえるであろうか。

筆者は佐賀県の事案や旧商法266条ノ3第1項（現会社法429条1項）の取締役等の第三者に対する損害賠償責任の事案を参考にするならば、結論的に言えば、以下の点から著しい注意義務違反があり、この事案では、重過失があったと判断されてもやむを得ない状況であるのではないかと考える。

いうまでもなく、本件でまず重要な点は金融機関からの融資拒絶である。

融資拒絶という事実自体も事業の遂行を危うくさせる要素であることは明らかであるが、融資拒絶の理由が、「規模の割に全体事業費が大きいこと、事業計画の妥当性に疑問があること、原料調達の実生に疑問があること、製品が必ずできるか確信がないこと」等、「結論として計画の妥当性に問題があり、再度協議があった場合でも難しい」とも評されたとのことであり、町の職員の経験からも、交付金や補助金の交付が決定された事業に対して政府系金融機関が融資をしなかったという前例はなく、他の市町村や自治体についても同様の事例は確認できなかったとのことであるが、これが本件支出の前にわかっていたわけである。町の事業であるにもかかわらず、金融機関2行から拒絶を受けることは異例であろう。

また、事業のためには、補助金以外に多額の融資受けなければならない状況で、金融機関ではない個人からの融資に頼るということ自体、極めて慎重にならなければならない選択肢である。ましてや何度も約束を反故にされていたのである。

これらの事情に鑑みれば、町政を預かる町長の能力をもってすれば、当該企業及び事業が早晩破綻し、町に多額の補助金相当額の損害を与えることは極めて容易に予見できたものと思われる。

ただ、裁判でも元町長側から主張されたように、すでに国の交付決定を受けている事業であること、国の規則によれば、受領した交付金は原則として町で保持せず、補助金交付を速やかに行わなければなかったという事情により、町長の立場としては、補助金交付決定を取消してまで事業を中断するということが躊躇を覚えたということは想像に難くないが、結果回避を不能にするまでの

事情ではない。

## おわりに

以上、地方自治法改正を機に、公務における重過失について検討を試みた。

実際のところ、住民訴訟で争われる財務会計行為の範囲は極めて広く、どのような場合に重過失が認められるかについてもバリエーションは計り知れないであろうが、本稿はその入り口部分を検討したにすぎない。また、裁判上、国家賠償法上の求償権行使制限の理由として認められる過失相殺類推や信義則と、免責条例との関係についても未検討であるが今後の課題である。